

放 置 違 反 金 公 示 納 付 命 令 書

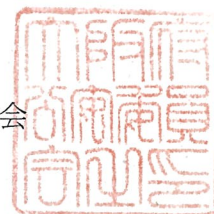
- 1 納付命令を受ける者
・ 下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8年10月16日

大阪府公安委員会

[illegible]

(教示事項)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に對して、審査請求をすることができます。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。